

令和6年度 第1回三重地方最低賃金審議会小委員会議事録

1 開催日時 令和6年8月6日(火) 13時25分～16時10分

2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室

3 出席委員

公益代表	西川 昇吾	三好 正人	安井 広伸
労働者代表	佐橋 洋一	廣瀬 純子	前田 良彦
使用者代表	栗須百合香	中村 和仁	松井 寿人

4 議題

(1) 委員長・委員長代理の選出

(2) 特定(産業別)最低賃金改正の必要性の有無について

5 開 会

(指導官)

予定より少し早いのですが、皆様お集りいただいておりますので、只今から令和6年度三重地方最低賃金審議会小委員会を開催させていただきます。

開会にあたりまして労働基準部長から、ご挨拶を申し上げます。

(基準部長)

本日は、暑い中、小委員会にご出席いただきありがとうございます。

本日の小委員会でございますが、改正の申出書が提出されております電線・ケーブル製造業等5業種の改正の必要性の有無について、ご審議いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

6 議 事

(1) 委員長・委員長代理の選出

(室 長)

小委員会を進めるにあたりまして、先ず始めに、委員長、委員長代理を選任していただき、議事を進めていただくこととなります。

安井会長いかがいたしましょうか。

(会 長)

このメンバーを見させていただきますと、専門部会と同じメンバーでございますので、委員長に三好委員、委員長代理には、西川委員にお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

(室 長)

それでは、これよりの委員会の運営は三好委員長のほうでよろしく願いいたします。

(委員長)

委員長を仰せつかりました三好でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

7月16日に三重労働局長から安井会長に諮問がありました特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について、本日はこれからご審議をいただきます。

それでは、まず事務局から説明をお願いします。

(室 長)

それでは、私の方から説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

特定（産業別）最低賃金の申出書の提出がございましたのは、電線・ケーブル製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業の5業種となっております。

申出合意労働者数が適用労働者数のおおむね3分の1以上というのが申出の要件の一つでございます。

この表の黄色で塗りつぶしてございます「⑪合意比率」にそれぞれございますように、電線・ケーブル同製品製造業で68.1%、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業で43.1%、一般機械器具製造業で34.5%、電気機械器具製造業で62.2%、輸送用機械器具製造業で49.6%ということで、それぞれ「おおむね3分の1以上」という要件は満たしているところでございます。

また、提出された申出書により算出しますと、それぞれ5業種とも、⑫協約による最低額から、⑬現行の特定最賃額を引いた額であります、ピンク色で塗りつぶしてある「差額・時間額」が、電線・ケーブル製造業ですと協約による最低額が1,206円、最賃額が999円ですので、その差が207円ということで、言い換えれば207円まで引き上げることが可能であるということになります。

ほかの4業種の産業におきましては、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業でその差が1円、一般機械器具製造業で118円、電気機械器具製造業で47円、輸送用機械器具製造業で25円となっております。

資料5でお示ししておりますが、最低賃金法第16条で、改定される特定最低賃金額は三重県最低賃金額を上回るものでなければならぬと規定されておりますので、ご協議の際にはこの点も念頭において、ご協議していただきますようよろしくお願い申し上げます。

申出書の写につきましては、第2回本審の資料11にお付けしたとおりです。

資料2は、特定（産業別）最低賃金5業種と地域別最低賃金額の推移と格差をまとめた表と裏面がグラフになってございます。特定（産業別）最低賃金5業種の年次別決定状況の表もつけさせていただいております。

資料3は、申出がありました5業種の最低賃金基礎調査の中間集計を取りまとめたものとなっております。

電線・ケーブル製造業は1ページから7ページ、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業は8ページから14ページ、一般機械器具製造業は15ページから21ページ、電気機械器具製造業は22ページから28ページ、輸送用機械器具製造業は29ページから35ページになってございます。

この表の見方につきましては、電線・ケーブル製造業を例にとりますと、現在、999円が最低賃金額になりますので、黄色で塗りつぶしされている998円以下が最低賃金より低い金額を支払っていることとなりますが、合計欄や規模別・年齢別欄に数字が入ってございませんので、998円以下の人はいらっしゃらないこととなります。

資料4は、申出がありました5業種について、今年もアンケート形式での通信調査による参考人意見聴取を行ったところでございます。その取りまとめの結果でございます。

最低賃金基礎調査の提出をいただいた事業場を選定し、7月3日に44事業場に発送し、提出期日は7月20日としましたが、35事業場から回答をいただいております。

ただ、電線・ケーブル製造業につきましては、事業場数及び最低賃金基礎調査対象事業場数が少ないことから、毎年、依頼する事業場が偏ってしまうのが実情です。

特定（産業別）最低賃金発効予定日について説明します。

事業場において賃金締切日が20日締めのところが多く、賃金計算が煩雑になるとのご意見・ご要望があり、審議の結果、特定（産業別）最低賃金の発効日は12月21日とされているところでございます。

これに基づき発効日を12月21日と考えますと、答申を10月23日にいただくと、異議申出の締め切りが11月7日ですので、異議申出があれば11月8日（金）に異議審を開催することとなります。昨年は異議の申出がなかったため、異議審は行われておりません。

12月21日の発効で、官報公示が30日前ということで11月21日の官報公示、それに合わせるためには、本審を開催して10月23日（水）に答申をいただく必要がございます。

簡単ではございますが、資料等についての説明は以上でございます。

（委員長）

ありがとうございました。今の説明でございますけれども、何かご質問ご意見がありましたら、お願いします。

よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無にかかる審議に入りますが、どういう進め方にいたしましょうか。

事務局から提案があるとのことですので、説明をお願いします。

(室 長)

では、小委員会の進行に関しご提案させていただきます。小委員会につきましては、公労使三者が集まり、労側使側双方からご意見をいただいた後、各特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性について挙手いただくことにより、委員の皆様のご意見を確認させていただいております。

本日、お諮りしたいのは、2点ございます。1点目は、特定（産業別）最低賃金の必要性審議を、より深く行っていただくために、労使分かれていただき、公労の委員、公使の委員でご検討いただくこと、2点目は、その後、公労使が集まって審議を再開した際に、労働者代表委員と使用者代表委員からそれぞれ代表してお一人に、意見交換結果を報告いただくこととございます。

ご提案させていただく理由としましては、お手元の資料6をご覧いただきたいのですが、令和5年4月6日付け中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告記1（3）議事の公開の項目におきまして、「地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。」とされていることを踏まえ、議論のプロセスをできるだけ分かりやすくお示しいたぐためでございます。

なお、当小委員会は議事録を作成し、公開しておりますことを併せてご報告いたします。

ご審議よろしくお願ひいたします。

(委員長)

ありがとうございます。

これまで、公労使が集まった場だけで審議してはりましたが、公労・公使で協議いただくこと、その後公労使が集まり審議を再開した際に、労働者代表委員と使用者代表委員からそれぞれ代表してお一人に、意見交換結果をご報告いただくという提案について、皆さんご意見いかがでしょうか。

まず、労働者代表委員よりご意見をいただければと思います。

(廣瀬委員)

ご提案通りで異議ございません。

(委員長)

ありがとうございます。続いて、使用者代表委員よりご意見ををお願いします。

(中村委員)

事務局案でお願いします。

(委員長)

では、双方ご了解ということでございます。

ありがとうございました。

では、公労使が集まって審議を再開した際に、労働者代表委員と使用者代表委員か

らそれぞれ代表してお一人に、意見交換結果を報告いただくこととしますので、皆様ご準備よろしくお願ひします。

それでは、事務局お願ひします。

それでは、労使分かれていただき、特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について協議をお願ひします。

— 労使個別協議会場へ —

— 全体会場へ集合 —

(委員長)

お集まりいただきましたので、審議を再開させていただきます。

それではまず労働者代表委員から意見交換の結果報告をお願ひいたします。

(廣瀬委員)

労働者側委員の廣瀬です。意見交換ありがとうございました。

今回ですね、私共では5業種の申出をさせていただいたわけですが、こちらの中で洋食器・刃物、一般機械器具、こちらの方は15年20年ぶりの申出となったのが二年連続ですね。昨年出させていただいて今年2年目の申出となったのですが、やはりそちらを中心とした議論、かみ合わなかったのかなと思っております。こちらの方ではやはり15年ぶり20年ぶりという主観的な理由ではなく、客観的な理由に基づいたご審議、必要性あり無しというご判断をいただきたいということで、協約による最低額、こちらが本年度変更されました1,023円の新しい地賃より上回るのであれば、審議する幅があるものについては認めいただきたいという主張をさせていただいたのですが、そちらのほうが平行線をたどっていたのかなというふうに思っております。

ただ、使用者側様からご提案をいただいた定期的な懇談、お互い労使の思いをこの場だけで、一年に一回だけではなくですね、定期的な思いを伝え合うことを続けることを積み上げることもご提案いただいております。そちらの方は来年に向けて積極的に行っていきたいと考えております。以上となります。

(委員長)

ありがとうございます。続いて、使用者代表委員よりご意見をお願ひいたします。

(中村委員)

私の方から意見を述べさせていただきたいなと思ひます。

今回この小委員会、昨年まではいつも専門部会の4回目の始まる前に、この場でそれぞれの業種についてどうするかということをお問ひさせていただいたところがございますが、なかなかあの場では、審議という審議はなかなか難しいというところもあつて。

数年前からお話させていただいているようにですね、先日決まりました地賃の大幅な引き上げによって、この特定（産業別）最低賃金の在り方そのもの自体が、これは当県だけに限らず全国的な流れの中で、多分他県もそのような状況下におかれているだろうというふうに思っているわけですが、やはりそういう中で今年というのはなかなか難しい。先程労働者側からのお話にもありましたが、今回事前に三者で特定（産業別）最低賃金に関して、一日ではあるけれどそれについてしっかり議論をする場が必要ではないかということでお伝えをして、今日このような場の形で実施させていただいたわけですが、結果は別としてですね、それぞれ5業種上げていただいたところではあります、今までになくですね、我々としても5業種に対する労働者側さんの思いもお聞きもしましたし、逆に我々としても思いも含めて色々考えさせられる部分もあったのかなというふうに感じています。

例年お話、今日もお話させていただいたのですが、労働局さんが出していただく資料の中で、実際に企業の方にヒアリングをしていただいているところというのは、これほんまの実際の事業をやっている方のお言葉であり、非常に重いところがあるので、その辺を中心に考えていくのはすごく大事なと受け止めているところでございます。

また、来年に向けてですね、公労使というのが正確だと思うんですけど、入っていただきながら、あり方というか進め方を含めたことを考えていくことができればお互いが進みやすいのかなというふうには理解をさせていただいていますので、今回初めてこの場を作ったというのは、非常に労使それぞれがかなり前に進んだというか、大きな一歩ではなかったのかなと感じているところでございます。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。

それでは、5業種の特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の有無を確認したいと存じます。

順に5業種を申し上げますので、改正の必要性があるとお考えの方は挙手をお願いします。

電線・ケーブル製造業の最低賃金の改正の必要性について、改正がありという方は挙手をお願いします

全会一致しました。

洋食器・刃物・手道具・金物類製造業の最低賃金の改正の必要性について改正がありという方挙手をお願いいたします。

全会一致しませんでした。

一般機械器具製造業の最低賃金の改正の必要性がありという方は挙手をお願いいたします。

全会一致しませんでした。

電気機械器具製造業の最低賃金の改正の必要性がありという方は挙手をお願いします。

全会一致しました。

輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の必要性がありという方は挙手をお願いします。

全会一致しました。

それでは、全会一致となりました電線・ケーブル製造業、電気機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業については、改正の必要性ありとの結論をいただきました。

また、全会一致とならなかった洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、一般機械器具製造業については、改正の必要性なしとの結論に至りましたことをご報告いたします。労使双方それで結果に間違いございませんでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、事務局において2通の小委員会報告(案)を作成願います。

— 事務局より小委員会報告(案)を作成 —

— 事務局より小委員会報告(案)を配布 —

(委員長)

今、お手元の方に報告(案)を配布させていただきました。事務局において読み上げをお願いします。

— 室長 小委員会報告(案)(2通)の朗読 —

(委員長)

ありがとうございます。

これをもちまして、小委員会報告として本審に報告させていただきます。

(指導官)

それでは、最後に、基準部長から御礼の挨拶をさせていただきます。

(部長)

本日は、ご多忙のところ、また、大変暑い中、三重地方最低賃金審議会小委員会にご出席いただきありがとうございました。

さて、特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の有無につきまして、この小委員会にてご審議いただき、改正の必要性の有無にかかる結論をいただきました。

委員長はじめ各委員の皆様の皆様のご尽力に感謝申し上げます。

簡単ではございますが、御礼のご挨拶といたします。

(委員長)

ありがとうございました。長時間すみません。

これをもちまして小委員会を終了いたします。

どうもお疲れさまでございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上